

## 香川県条例第15号

香川県子ども女性相談センター条例及び香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部を改正する条例  
 (香川県子ども女性相談センター条例の一部改正)

第1条 香川県子ども女性相談センター条例(平成12年香川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づく児童相談所、<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第9条第1項の規定に基づく女性相談支援センター及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、香川県子ども女性相談センター(以下「センター」という。)を高松市に設置する。</p> <p>2 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項の規定に基づく児童相談所、<u>売春防止法(昭和31年法律第118号)第34条第1項の規定に基づく婦人相談所及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項(同法第28条の2において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく配偶者暴力相談支援センターとして、香川県子ども女性相談センター(以下「センター」という。)を高松市に設置する。</p> <p>2 略</p>

(香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例(平成24年香川県条例第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(基準の一般原則)</p> <p>第3条 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「社会福祉施設等」とは、別表第1の左欄に掲げる施設又は事業をいう。</p> <p>(基準の一般原則)</p> <p>第3条 社会福祉施設等の基準は、この章に特別の定めのあるものを除くほか、別表第1の左欄に掲げる社会福祉施設等の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる法令に規定する基準をもって、その基準とする。当該法令の改正に伴う経過措置についても、規則で定めるものを除き、同様とする。</p> <p>2 前項の規定により同項の法令に規定する基準を社会福祉施設等の基準と</p>

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～4の2 略	
5 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u>	<u>女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）</u>
6～19 略	

するに当たっては、本県の実情を考慮して、同項の法令のうち別表第2の第1欄に掲げる法令の同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

別表第1（第2条、第3条、第7条、第8条、第10条、第13条、第14条、第15条関係）

社会福祉施設等	法令
1～4の2 略	
5 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</u>	<u>婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）</u>
6～19 略	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。